平成３０年（フ）第２０１号
兵庫県加古川市平岡町高畑625番地　エスポワールⅡ－202号、従前の住所兵庫県加古川市平岡町土山287番地の２　カサグランデＡ－103号
債務者　小池　奈菜
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２１１号
兵庫県姫路市大津区天満885番地１　ファミールＴ・M103号
債務者　大薗　和代
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１４８号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵1477番地の８
債務者　鈴木　保子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第２１６号
広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム３丁目22番31号
債務者　濱田　　愛（旧姓福永）
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２７８号
広島市安佐北区口田南２丁目23番５－１号
債務者　川上塗装こと　川上　謙次
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５４号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄6897番地１　市営下西山住宅５号
債務者　山崎れい子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第１７１号
熊本県菊池郡大津町大字室1151番地　あけぼの団地　12－４－１
債務者　木村　　当
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１９３号
熊本市南区城南町舞原158番地７（23－３号）舞原仮設住宅、前住所熊本市南区城南町今吉野629番地２
債務者　三隅　采夏
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１７９号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目35番21号　松岡アパート203号
債務者　西　　裕志
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第５１号
鹿児島県鹿屋市輝北町上百引4037番地
債務者　山内　義和
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
北海道浦河郡浦河町字西幌別327番地の42
債務者　中根由起子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成３０年（フ）第４１号
富山県砺波市杉木101番地　メゾン・ド・プラセールⅢ棟101
債務者　中島　素子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第４８号
富山県射水市二口3056番地１　グッドワンＢ－201
債務者　中尾　大地
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第７９号
三重県津市島崎町137番地117　島崎ハイツ101号
債務者　山岡　まき
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第８０号
三重県津市島崎町137番地117　島崎ハイツ102号、前住所三重県津市桜橋１丁目640番地
債務者　増川眞奈美
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第８１号
三重県津市島崎町137番地117　島崎ハイツ101号
債務者　山岡　利江
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
津地方裁判所破産係